



「必ず儲かる」と言われたから、契約したのに…



A 男さんからの相談

電話で先物取引の勧誘を受けて、どうしても会って話したいと喫茶店に呼び出された。大豆の先物取引は「絶対に儲かる」などと、5時間にわたり契約するよう説得され疲れてしまって、結局契約してしまった。しかし、いまだに先物取引がどんなものか分からないし、高額なので、解約したい。



B 男さんからの相談

原油の先物取引を「儲かる」と勧められ、100万円だけと思って契約した。契約直後に損が出たと言われたが、「追加で出資すれば、損を取り返すことができる。」と言われて、その後何度も出資した。いつのまにか出資総額が1千万円を超えたが、まだ儲けは出ていない。先物取引は初めてだが、儲かるはずではなかったのか。やめたいと言ったのに、理由をつけて引き延ばされている。

お答えします

商品先物取引とは、将来のある時点で商品とその対価の授受を約束する売買取引で、その目的物の商品を転売または買い戻したとき、差金の授受によって決済することができる取引です。取引する商品総額の5～10%程度の「証拠金」を投資することで、実際にはその10倍以上の額が取引されるため、当たれば利益は大きいですが、外した場合の損失も大きくなります。また、先物取引は海外の政治・経済情勢や、商品が農産物の場合には天候なども大きく影響するので、その知識や経験、資力が不十分な素人には難しいと言われています。寄せられる相談の損失額も、平均620万円という高額な被害が、中高年層を中心に目立っています。

日本国内にある商品取引所で行われる取引を『国内商品先物取引』といい、取引を行う業者は国の許可を得て営業しています。それに対して、海外にある商品取引所で行われる取引は『海外商品先物取引』ですが、海外商品取引業者については許可等の制度がありません。悪質業者も含めさまざまな業者が参入しており、トラブルに発展することが多いのです。

相談は両方とも海外商品先物取引でしたが、A

男さんのように 契約場所が業者の営業所以外で、契約内容が法定の市場・商品の場合 契約の翌日から14日間は、業者は消費者から注文を受けてはいけない熟慮期間となっているので、この間に契約をやめることができます(ただし、国内商品先物取引については、このような規制はないので注意が必要です)。また、B男さんのように「必ず儲かる」などのような言い方で勧誘することは禁止されています。さらに、業者には商品先物取引にはリスクがあることを説明した文書を交付する義務があります。取引がはじめた場合でも、早めに業者に解約申し入れや手仕舞い申し入れをし、返金を求めることにより被害を少なく抑えることにもなります。業者は取引のたびに手数料収入が得られるため、いったん取引を始めるといろいろな理由をつけて、なかなかやめさせてくれません。

十分な知識と資力がない場合、先物取引は大変危険な契約です。安易に取引を始めることはやめましょう。

「絶対儲かる」という営業トークや、強引・脅迫などの迷惑な方法による勧誘に対しては、キッパリ断りましょう。

不安なことや困ったことがありましたら、早めに県または町の消費生活相談にご相談ください。



12月の消費生活相談

相談日等 12月3日(月)、10日(月)、17日(月)、26日(水)
午前10時～正午、午後1時～3時

☎(93)7700

(都合により相談日が変更になることがありますので、事前にご確認ください)

問合せ

埼玉県消費生活支援センター春日部

☎048(734)0999 午前9時30分～正午
午後1時～4時(土・日・祝日は休業)

町消費生活相談 ☎(93)7700

毎週月曜日 午前10時～正午 午後1時～3時
産業振興課商工観光係 内線245・246